

広帯域電力線搬送通信設備（ＰＬＣ機器）の型式指定処分 に係る異議申立てに関する決定案について

1 決定案の対象となる異議申立て

異議申立人	付議番号	付議年月日
アマチュア無線家及び 短波放送受信者 115 名	平成 19 年付議第 1 号	平成 19 年 3 月 23 日
	平成 19 年付議第 2 号	平成 19 年 5 月 16 日
	平成 19 年付議第 3 号	平成 19 年 7 月 11 日
	平成 19 年付議第 4 号	平成 19 年 9 月 12 日
	平成 19 年付議第 22 号	平成 19 年 11 月 14 日
	平成 19 年付議第 23 号	平成 19 年 12 月 12 日
	平成 20 年付議第 3 号	平成 20 年 3 月 12 日
	平成 20 年付議第 4 号	平成 20 年 5 月 21 日
	平成 20 年付議第 6 号	平成 20 年 7 月 9 日
	平成 20 年付議第 9 号	平成 20 年 12 月 10 日
	平成 21 年付議第 2 号	平成 21 年 2 月 4 日
	平成 21 年付議第 5 号	平成 21 年 6 月 10 日
アマチュア無線家及び 短波放送受信者 102 名	平成 21 年付議第 6 号	平成 21 年 11 月 26 日
アマチュア無線家 1 名	平成 21 年付議第 7 号	平成 21 年 11 月 26 日
アマチュア無線家及び 短波放送受信者 101 名	平成 22 年付議第 1 号	平成 22 年 3 月 10 日
	平成 23 年付議第 1 号	平成 23 年 3 月 9 日

2 異議申立ての概要

広帯域電力線搬送通信設備（以下「ＰＬＣ機器」という。）は、家庭等の屋内の配線を利用して２～３０ＭＨｚ帯の電気信号を伝送することによりインターネット通信や家電管理等を行う通信ネットワーク機器であり、総務大臣の型式指定処分を受けた場合には、総務大臣の個々の許可を受けずにＰＬＣ機器を設置することができることとされている。

総務大臣が行ったＰＬＣ機器の型式指定処分について、アマチュア無線局を開局している者（開局免許取得者）及び開局免許は受けていないが同周波数帯を使用するアマチュア無線局の操作ができる無線従事者資格を有する者（無線従事者資格取得者）並びに短波放送受信者より、以下の主張に基づく異議申立てがなされた。

- ・ P L C機器が屋内配線を利用して2～30MHzの周波数帯の電気信号を伝送することにより漏洩電波が発生し、その漏洩電波によって同周波数帯に含まれる同じ周波数を使用してアマチュア無線通信を行い又は短波放送を受信していた異議申立人らは、無線通信又は短波放送受信が不可能となるか著しく困難になるという重大な損害を被ることになるため、P L C機器の型式指定処分の取消しを求める。
- ・ P L C機器の型式指定処分を行う際に審査の基準とされる技術基準は、他の無線利用に継続的に重大な障害を生じさせるものであるため、総務大臣が行った型式指定処分は、いずれも総務大臣に与えられた裁量権の範囲を超え又は濫用したというべきであって違法であるから、本件型式指定処分を取り消し、技術基準における許容値及び測定法を見直すべきである。

3 議決した決定案の概要（議決した日：平成24年11月28日）

以下の理由により、総務大臣の型式指定処分は電波法によって与えられた裁量権の範囲を逸脱するものではなく、違法と判断することができないため、アマチュア無線家からの異議申立てを棄却する。

- ・ 許容値及び測定法は、科学的に別の理論や方策等を考える余地があるとしても、漏洩電波の有無・程度を客観的かつ現実的に評価できるようにとの観点から導出されたものであり、合理性が認められる。
- ・ 本件技術基準による規制は、他の無線設備との共存を図るための予防的措置であり、100%混信を防ぐことを保障するものではない。万が一P L C機器からの漏洩電波により他の無線設備に継続的・重大な障害が発生した場合には、総務大臣は障害除去のために事後的措置を発令して対応することとされている。
- ・ 障害の発生可能性が一時的ないし限定的である限り、国による事前の規制を必要な程度に留め、障害が万が一発生した場合は事後的措置により対処する方策は、電波法の趣旨（電波の公平かつ能率的な利用の確保（電波法第1条））に適うものと考えられる。
- ・ 市販されているP L C機器からの漏洩電波によって他の無線利用が継続的

かつ重大な混信等を受けたとの事実は確認されていない。

- ・ 総務大臣がアマチュア無線の開局免許取得者に対し特定の周波数の電波利用を許容するとしても、常に他の電波の一時的混信のないことまで保障するものではなく、本件において、申立人らの被害は、仮にあったとしても受忍すべき限度を超えるものではないといわざるを得ない。

なお、短波放送受信者からの異議申立てについては、電波法上、短波放送受信者が送受信における特定の周波数の電波の利用を許された者ではないこと、及び放送法上、短波放送を受信する利益が一般的公益に吸収解消される性質のものであり個々人の個別的利益として保護された法律上の利益とは認められないことから、申立人には異議申立適格がないと判断し、却下する。